

船舶事故調査報告書

平成28年1月28日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	転覆
発生日時	不明（平成27年10月20日 三重県大紀町錦漁港を出港した時刻～06時30分ごろの間）
発生場所	不明（錦漁港～大紀町キオ井島北方沖の間）
事故の概要	漁船武丸3号は、漂流中、転覆した。 武丸3号は、船長が死亡し、船外機に濡損を生じた。
事故調査の経過	平成27年10月23日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 武丸3号、0.5トン ME3-65153（漁船登録番号）、個人所有 4.99m（Lr）×1.64m×0.65m、FRP ガソリン機関（船外機）、30kW（動力漁船登録票による）、平成27年3月10日
乗組員等に関する情報	船長 男性 67歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年10月31日 免許証交付日 平成24年12月4日 （平成30年6月19日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、視界 良好 本事故当時の平均の風向及び風速は、西北西～北西及び0.6～1.7m/sであった。 海象：本事故当時、南東方から波高約2mの波が寄せていた。 海面水温 約22℃（気象庁 日別海面水温における観測値） 日出時刻：06時03分 本事故当時、気象に関する警報及び注意報の発表はなかった。
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、平成27年10月20日錦漁港を出港し、06時30分ごろ、キオ井島北方沖において、転覆している

	<p>ところを航行中の漁船に発見された。</p> <p>漁船の船長は、僚船の船長に携帯電話で救援を要請した。</p> <p>僚船の船長は、救援に向かうとともに携帯電話で所属する漁業協同組合に救援を要請した。</p> <p>漁業協同組合は、所有の監視船を出動させた。</p> <p>僚船の船長は、転覆した本船をえい航し、来援した監視船に引き渡して間もなく、06時50分ごろキオ井島の北方沖で漂流している船長を発見し、救助して錦漁港に搬送した。</p> <p>船長は、溺死と検案された。</p> <p>本船は、監視船により錦漁港にえい航された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、船体等に衝突の痕跡は見られなかった。</p> <p>僚船の船長によれば、船長は、約4年前から本船に乗船し、ふだん、1人で刺し網漁を行っており、本船発見場所付近で漁をすることが多く、風浪が穏やかで操業しやすいとの理由で他の僚船よりも早く、朝3時ごろ出漁して4時半ごろ帰港していた。また、船外機を後進にかけて投網し、漂泊状態で揚網していた。</p> <p>僚船の船長は、本船が前日に仕掛けた刺し網を翌日に揚げに行くことを知っており、本事故前日の午前中、一緒に釣りをしていた時、船長が午後から刺し網を仕掛けに行く旨を聞いた。</p> <p>本事故当日、船長及び本船を目撃した者はいなかった。</p> <p>船長は、発見時、雨具の上下を着用し、長靴を履いていたが、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>本船発見後、本船発見場所付近において、2か所に仕掛けた刺し網のうち、1か所分の刺し網が固まった状態で海中から引き揚げられた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長は、溺死した。</p> <p>本船は、錦漁港を出港した後、06時30分ごろキオ井島北方沖で無人で転覆しているところを発見されたことから、この間において、転覆したものと考えられるが、転覆に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>本船発見後、本船発見場所付近において、1か所分の刺し網が固まった状態で海中から引き揚げられたことから、操業中に転覆した可能性があると考えられるが、その状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長は、落水して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況</p>

	を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、本船が、錦漁港を出港した後、転覆したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 防水型携帯電話等を常に携帯し、落水した際の連絡手段を確保しておくこと。・ 救命胴衣を着用すること。

付図1 事故発生場所概略図

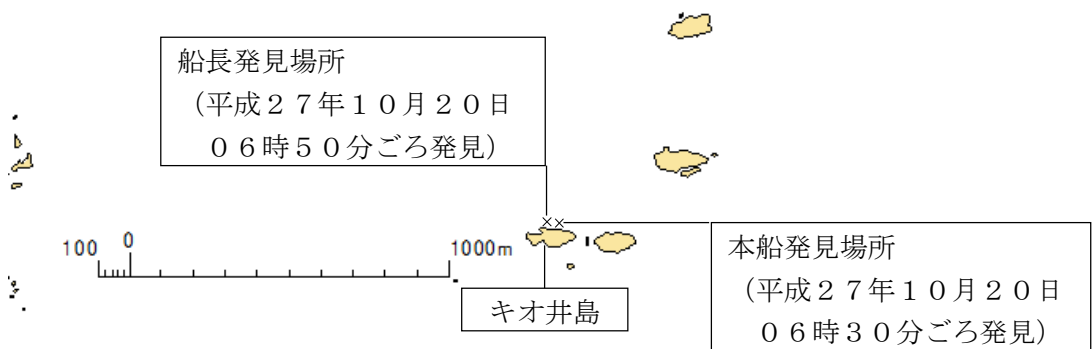
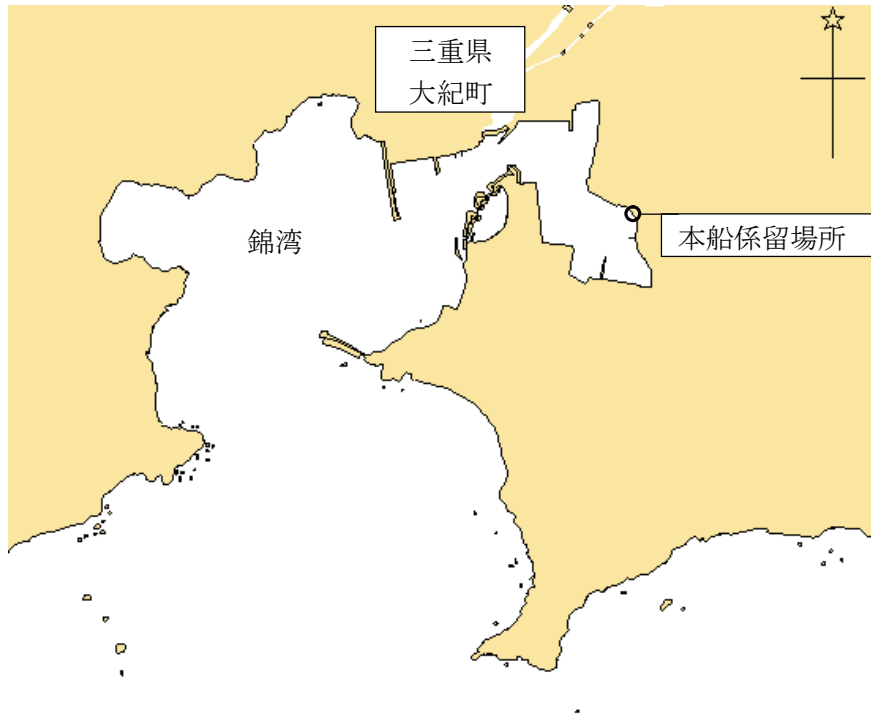


写真1 本船

